

学 部

日本学生支援機構予約採用候補者 給付奨学金(高等教育の修学支援新制度) 「進学届」手続き要領

I. 高等教育の修学支援新制度について

「高等教育の修学支援新制度」(以下、「新制度」という。)は、
住民税非課税世帯 及び それに準じる世帯の日本人学部生(※)に対して、

日本学生支援機構の給付奨学金と大学の授業料減免の支援を同時に行う
制度です。(※在留資格が「永住者」等を含む)

＜支援内容＞ …… マイナンバーを用いた家計審査を基に3つの区分に分かれます。

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	入学料・授業料免除：全額免除 給付奨学金：29,200 円/月 (33,300 円/月)	入学料・授業料免除：全額免除 給付奨学金：66,700 円/月
第Ⅱ区分	入学料・授業料免除：2 / 3 額免除 給付奨学金：19,500 円/月 (22,200 円/月)	入学料・授業料免除：2 / 3 額免除 給付奨学金：44,500 円/月
第Ⅲ区分	入学料・授業料免除：1 / 3 額免除 給付奨学金：9,800 円/月 (11,100 円/月)	入学料・授業料免除：1 / 3 額免除 給付奨学金：22,300 円/月

※生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

※日本学生支援機構で自宅外通学の審査が不備なく完了するまでは、全員「自宅月額」での支給となります。審査の結果、自宅外通学であることが認められた場合、自宅外通学になった月に遡って、自宅外月額が支給されます。

※採用された区分によって、貸与型の第一種奨学金(無利子)の月額が調整されます。

Ⅱ. 申請要領

対象者

令和5年4月に本学に入学する新入生で、高校等在学時に大学進学後の
給付奨学金に申し込み、採用候補者に決定している方

正式に奨学生となるためには、インターネットによる「進学届」の提出等の手続きが必要です。予約申込みを行った高校等を通じて配付された冊子「給付奨学生採用候補者のしおり」に記載された内容に従って、必ず指定する下記期限までに以下の手続きを行ってください。

手続きをしない場合、採用候補者の権利が無効となりますので、手続き期限等に十分ご注意ください。

※給付奨学金と貸与奨学金に併せて採用候補者になっている方は、貸与奨学金の手続き方法も併せてご確認ください。

1. 「採用候補者決定通知【進学先提出用】」に必要事項を記入

高校在学時に学校を通じて受け取っている上記書類を準備し、採用候補者となっている奨学金は入学科・授業料免除が伴う「給付奨学金」なのか、「貸与奨学金」なのか、給付・貸与両方なのかを確認し、裏面にある【進学後記入欄等】に必要事項を記入する。

（“学籍番号”の欄については、学生番号を記入してください。不明の場合、無記入で構いません。）

ここをチェック！！

お手元の採用候補者決定通知【進学先提出用】のうち、「1.申込内容及び選考結果」を確認してください。

給付奨学金の利用条件に、支援区分：第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分のいずれかが記載されている場合、給付奨学金と入学科・授業料免除の対象となります。

給付奨学金の利用条件に「—」がある場合は、不採用もしくは申し込みをされていないということです。
採用候補者決定通知の「2.採用候補者となった奨学金の内容について」で選考結果をご確認ください。

この通知は、進学届、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

令和4年10月17日

登録番号	99999901-100-00999	交付書類コード=F
学年等	3年 10組	
氏名	出所番号 A000001 学校用 見本 (※22222 333)	
	999999901 #5999999	

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	奨学金			
	給付奨学金	第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別奨励金
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

選考結果

選考結果	奨学金			
	給付奨学金	第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別奨励金
採用・在学奨励等	○	○	○	○
奨励・在学奨励等	○	○	○	○
奨励・在学奨励等	○	○	○	○
奨励・在学奨励等	○	○	○	○

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

利用条件	奨学金			
	給付奨学金 (第Ⅰ区分)	第一種奨学金 (第Ⅱ区分)	第二種奨学金 (第Ⅲ区分)	入学時特別奨励金
奨学金	奨学金	奨学金	奨学金	奨学金
奨学金	奨学金	奨学金	奨学金	奨学金
奨学金	奨学金	奨学金	奨学金	奨学金
奨学金	奨学金	奨学金	奨学金	奨学金

2. 学生支援センター窓口へ必要書類を提出

【提出期間】

令和5年4月3日(月)～4月13日(木) 17時まで **期限厳守！！**

※郵送の場合は必着 ※土日は除く

【提出方法】

窓 口 提 出

学生支援センター 経済支援コーナー窓口(文教キャンパス)
(受付時間 10:00～11:45, 14:00～17:00)

郵送提出

簡易書留、レターパックなど必ず追跡ができるもので郵送し、
表面には、「**進学届 在中**」と記入すること。

＜送付先＞〒852-8521 長崎市文教町1-14

長崎大学学生支援センター 奨学金担当 (TEL:095-819-2104)

※期限に遅れた場合は、ただちに学生支援センター奨学金担当窓口へ申し出て、指示を受けること。

【必要書類】

＜全員提出が必要なもの＞

□チェックリスト①(新生:予約採用候補者) ← **【給付奨学金】にのみ採用された方**

または

チェックリスト②(新生:予約採用候補者) ← **【給付奨学金】+【貸与奨学金】に採用された方**

・長崎大学HPより様式を入手し、記入すること。

□採用候補者決定通知【進学先提出用】

・前述1の内容にあるとおり、裏面の必要事項を記入しておくこと。

学生番号に
bbは不要です！
bb00000000

□奨学金振込口座の通帳のコピー

- ・学生本人名義の普通預金(通常貯金)口座を届け出ること。
- ・銀行名・支店名・口座番号記載の頁(1ページ目)のコピーを提出すること。

＜取扱いができない金融機関＞

農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行(楽天銀行、PayPay 銀行等)、その他一部の銀行(新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行)

□レターパックライト(青色:370円) **※郵送提出の場合は、未使用のものを2部封筒に入れて郵送してください。**

・以下の指示のとおり記入すること。

※奨学生証など採用関係書類が大学に届いた後、みなさんのお手元に送付するために使用します。大学
生協やコンビニ、郵便局等で購入できます。



＜お届け先＞自分自身の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入

＜ご依頼主＞長崎大学の情報を記入

〒852-8521 長崎市文教町1-14

長崎大学学生支援センター 奨学金担当

095-819-2104

＜品名＞給付奨学金採用関係書類

＜ご依頼主様用保管シール(緑のシール)＞

QRコード横の余白部分に、学生番号を記入

※シールははがさずに、大学へ提出

□高等教育の修学支援新制度における授業料免除申請書(様式 A)

・長崎大学HPより様式を入手し、記入すること。(記入例も HP 上に掲載しています。)

＜自宅外通学をする方のみ＞

☆自宅外通学の方は、2月28日(月)～3月13日(月)の期間に以下の3つの書類をあらかじめ提出しておくことができます。従来、最初の振込は自宅通学の金額になります(自宅外通学の審査に時間を要するため)が、上記の期間に提出しておくことで、4月の振込から自宅外通学の金額を受け取ることができます。あらかじめ提出しない方は、4月3日～4月13日の期間にその他の書類とあわせて提出してください。

□採用候補者決定通知【進学先提出用】のコピー

・裏面の必要事項を記入したうえで両面コピーすること。原本は通常の提出期間に改めて提出すること。

□通学形態変更届(自宅外通学)[給付様式 35]

・長崎大学HPより様式を入手し、記入すること。(記入例もHP上に掲載しています。)

□賃貸契約書のコピー

・契約日、入居日、契約期間、契約内容、貸主と借主の捺印部分がはっきりと分かるもの。

学生寮に入居する多文化社会学部生は不要。

・大学生協などで契約した場合、一旦仮の契約書を発行し、後日押印した正式な契約書を送付していることがあります。

提出の際は、きちんと賃貸借名義人の押印がある正式な契約書のコピーを提出すること。

・賃貸契約書が親名義等で、入居者欄に学生本人の氏名が確認できず、自宅外通学であるかがわからない場合は、賃貸契約書に加えて、学生本人氏名が記載された「入居申込書」等も併せて提出すること。

・兄弟や親せき等の親以外が借主となっている場合、上記の書類に加えて、その借主に家賃を支払っていることがわかる家賃の領収書が必要。(領収書の様式は自由。HPからダウンロード可能の支払い実績証明書を使用しても可)

※3月13日までに書類を準備できた方で、4月の振込分から自宅外通学の金額を受け取りたい方のみ、あらかじめ提出してください。

※提出期間内に書類が準備出来ない場合は、進学後の通常の提出期間(4月3日～4月13日)に提出してください。通常の提出期間に提出した場合でも、2～3ヵ月遅れて自宅外通学に切り替わり、その間の差額もまとめて振り込まれますので、最終的な振込金額に差はありません。

※提出できるのは自宅外通学の証明書類(給付様式35、賃貸借契約書のコピー)のみで、その他の申請書類は、通常の提出期間(4月3日～4月13日)に提出してください。(自宅外通学の申請書類をあらかじめ提出する方は、2回に分けて書類の提出をすることになります。)

※書類に不備等があった場合、4月の振込に間に合わない場合があります。

※書類に不備がなくても、期限までに進学届が未入力の場合は4月の振込には間に合いませんので、必ず期限までに入力を済ませてください。

※多文化社会学部に入学予定の学生で、学生寮に入居する方は、学生支援課経済支援担当までご相談ください。

※提出は郵送でも構いません。(3月13日必着)

郵送先:〒852-8521 長崎市文教町1-14 長崎大学学生支援課奨学金担当

(レターパック等、追跡可能なものによる郵送が望ましい。)

3. WEBから進学届の提出 …令和 5年 4月 3日(月)～4月 24日(月) 23:59 まで

上記2の提出書類と引き換えに、インターネット入力に必要な「ID及びPW」と「下書き用紙」を学生支援センター奨学金担当窓口で受け取る。

4/3～4/24の期間に、下書き用紙を記入し、日本学生支援機構スカラネット上で進学届を提出する。

4. 給付奨学金の振込 …令和 5年 4月 21日(金)または 5月 16日(火)

WEB 上で上記3の進学届を、

・4/3～4/6の期間に提出した場合：初回振込 4月 21日(金)

・4/7～4/24の期間に提出した場合：初回振込 5月 16日(火)※2ヶ月分まとめて振込

となるので、各自通帳に記帳して、入金を確認する。

5. 採用関係書類を郵送で受け取る

上記2で提出したレターパックライトで、自身で記入したお届け先に郵送される「採用関係書類」を受け取る。受領後は「給付奨学生のおてびき」をダウンロードした上で熟読し、奨学生証をいつでも確認ができるように保管しておく。(今後の手続き時には、奨学生番号が必要となります。例年奨学生証を紛失する人が多いので、必ず写真を撮ってスマートフォン等に保存しておくなどして管理してください。)

6. 入学料・前期授業料免除の結果通知 …8月上旬

8月上旬に免除結果を正式に通知します。全額免除以外の場合は、7. 入学料・授業料の納付が必要です。

7. 入学料・前期授業料の納付 …8月下旬

【入学料】…本学指定の銀行口座に、免除結果通知に記載の金額を振り込む。

【授業料】…8月 28 日に自動口座振替となるので、口座に授業料を準備する。

(授業料免除口座振替の手続きをしていない方は、所定の口座への振り込みになります。)

8. 在籍報告の入力・・・初年度は10月予定

給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は大学等に在籍していること及び通学形態（自宅通学／自宅外通学）等を毎年4月・10月にインターネットを通じて報告する義務があります。学内掲示板・大学HP・NU-Web掲示板等で通知があったら、必ず確認し、決められた期限内に入力すること。

9. 授業料免除 継続の申請書提出・・・毎年8月～9月

「授業料免除継続の申請書」を提出すること。提出の時期等については、夏頃に大学より案内をしますので、見逃さないよう注意しておいてください。

10. 支援区分の見直し結果確認（後期授業料減免の予定確認）・・・毎年10月

マイナンバーによる前年の所得金額等に基づき、毎年10月に支援区分の見直しが行われます。大学から掲示板・大学HP・NU-Web 掲示板等で通知があったら、各自インターネットを通じて、自身の支援区分の見直し結果を確認すること。収入状況によっては、支援が停止となり、後期授業料減免が受けられない場合があるため、停止となった場合の方策を必ず考えておくこと。

11. 継続手続きの入力・・・12月中旬～1月予定

給付奨学金の受給にあたり、来年度も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回、日本学生支援機構にインターネットを通じて報告する義務があるため、学内掲示板・大学HP・NU-Web 掲示板等で通知があったら必ず確認し、決められた期限内に入力すること。（期限までに入力しなかった場合は、給付奨学金は廃止となります。）

Ⅲ. 注 意 事 項

1. 採用後の手続きについて

「在籍報告」(年に 2 回)及び「継続手続き」(年に 1 回)などがあり、手続きを怠ると、給付奨学金と授業料免除等の支援は打ち切りとなります。

掲示板・大学 HP・NU-Web 等のお知らせは、必ず定期的に確認して下さい。

2. 適格認定について

毎年10月に日本学生支援機構がマイナンバーより所得の情報を審査し、支援区分の見直しを行います。また、毎年3月末に大学が学業成績により判定を行い、「廃止」や連続の「警告」となった者は支援が打ち切りになります。

○家 計 基 準 (=収入基準・資産基準)

＜収入基準＞

収入基準の審査は、あなたと生計維持者(父母)のマイナンバーが用いられて審査されます。

＜資産基準＞

あなたと生計維持者の資産額の合計が、

生計維持者 2 人の場合: 2, 000 万円未満、生計維持者が 1 人の場合は 1, 250 万円未満であることが基準となります。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません。)なお、資産に関する証明書の提出は不要です。

○学 業 基 準

＜廃 止＞

- ・修業年限で卒業できないことが確定した者
- ・修得した単位数の合計数が、標準単位数の 5 割以下である者
- ・履修科目の授業への出席率が 5 割以下であること等その他の学修意欲が著しく低い状況にあると大学が認めた者
- ・「警告」に連続して該当する者

＜警 告＞

- ・修得単位数が標準単位数の 6 割以下である者
- ・学業成績について、GPA が学部学科等の下位 4 分の 1 に属する者
- ・出席率が 8 割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学が認めた者

$$\text{標準単位数} = (\text{卒業に必要な単位数} \div \text{修業年限}) \times \text{在学年数}$$

- ・修業年限・・・多文化・教育・経済・医(保)・薬(薬科学科)・情・工・環境・水産：4 年

医(医)・歯・薬(薬学科)：6 年

- ・在学年数・・・大学に在学している実年数(休学期間を控除する)

※休学期間が 1 年未満である場合は、その月数を 12 で除した数を控除する

【書類提出・問い合わせ先】

〒852-8521 長崎市文教町1-14

長崎大学学生支援センター 経済支援担当

T E L : 095-819-2104 (奨学金)

メールアドレス : keizaisien@ml.nagasaki-u.ac.jp

問い合わせ時間 : 8 : 45 ~ 17 : 30 (土日祝日を除く)



